

都立特別支援学校 「学校介護職員」 Q&A

申込資格

Q：介護施設での食事準備、行事の手伝い、部屋の清掃等の経験がありますが、申込できますか

A：業務内容は「身体介護」が大半となりますので、「身体介護」（移動介助、排せつ介助、摂食介助等）の経験が全くない場合にはご応募いただけません。

Q：年齢制限はありますか？ 体力は必要ですか？

A：年齢制限はありません。実際に、幅広い年齢層の職員が勤務しています。ただし、体の大きなお子さんの介護に当たっていただくこともありますので、年齢にかかわらず、ある程度の体力が必要な業務となりますのでご承知おきください。

Q：「7 応募資格」の項目1の「介護職」にはどのようなものがありますか？

A：お勤め先等によって職名が異なりますので、ご先提出いただいた「在職証明書」を拝見したうえでの判断となります。

Q：「7 応募資格」の項目2の「介護福祉士の資格取得見込み」で応募したいのですが、合格発表が3月下旬のため「介護福祉士登録証の写し」を3月末までに提出できません。

A：「介護福祉士登録証の写し」に代えて、「合格証書の写し」を提出してください。「応募資格証明書類確認票」のBには「合格証書の写し」と、Cには「合格発表日が3月〇〇日」と、Dには「合格証書の写しの提出可能日」を記入ください。

なお、学校介護職員の合格後に介護福祉士の不合格が判明した場合は、判明後速やかに辞退をご連絡ください。

Q：「7 応募資格」の項目4の「福祉系資格」にはどのようなものがありますか？

A：項目2、項目3の資格を除きますと、社会福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事（任用資格）、児童福祉司、看護師が含まれます。

Q：1 「7 応募資格」の項目6の「各種教員免許」には何が該当しますか？

2 教員免許状の更新をしていませんが大丈夫でしょうか？

3 教員免許状を紛失してしまったのですが？

A：1 普通免許状（専修・一種・二種）をお持ちであれば、種別（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護、栄養）は問いません。

2 失効していても、教員免許状を有していた方（教育職員免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した方を除く。）は応募可能です。

3 教育職員免許状授与証明書（免許状を授与した都道府県教育委員会が免許状を授与している旨の事実を証明するもの。免許状を授与した都道府県教育委員会に発行を依頼してください。）を提出してください。コピーでも可です。

Q：資格証明書類に記載されている氏名と現在の氏名が異なります。

A：資格証明書類の名前が旧姓である場合は、旧姓であることが確認できる書類（戸籍抄本、免許の写し等）と一緒に提出してください。

業務内容

Q：具体的にはどのような場面で介助を行うのですか？

A：スクールバス乗降時の介助、着替えの介助、排せつの介助、食事の介助、移動及び移乗介助、授業中等指導における介助等があります。また、宿泊行事等の校外学習での介助や、プール指導における介助をしていただくこともあります。

Q：「環境整備」とは具体的にはどのような業務なのでしょう？

A：児童・生徒の教育活動の充実や安全確保に関わる校内環境の整備として、教室及び特別教室等の校内環境整備（清掃及び整理・整頓等）、日常的な校内の安全点検及び衛生点検の実施等をしていただきます。

Q：パソコンが使えないのですが大丈夫でしょうか？

A：毎日、パソコンを用いて「介護業務報告書」を作成していただきますので、基本的な操作ができる必要があります。

身分・待遇

Q：常勤職員としての募集はありませんか？また、非常勤として採用された場合、将来的に常勤職員になれる可能性はありますか？

A：常勤職員としての募集はございません。また、雇用形態が非常勤から常勤職員となることはございません。

Q：介護福祉士や教員免許を持っている場合には、手当は支給されますか？

A：資格保有による手当の支給はございません。

勤務形態等

Q：勤務時間は何時から何時までですか？残業や休日出勤はありますか？

A：勤務時間は、学校により若干異なりますが、おおむね午前8時半から午後5時までです。残業はありません。また、休日出勤は基本的にありませんが、学校行事等で年間数回程度出勤していただくことがあります。

Q：年間192日勤務とのことですが、学校の夏休み・冬休み期間に勤務はないのでしょうか？また、必ず月16日、週4日勤務になりますか？

A：長期休業期間中でも、プール実習、研修等で勤務していただきます。8月も必ず11日以上勤務日が設定されます。また、月・週当たりの勤務日数は固定ではなく、月によっては20日近い勤務となったり、週5回勤務していただくこともあります。

Q：勤務する日は選べますか？毎週特定の曜日を非出勤日にすることはできますか？

A：勤務日は校長が割り振りを行いますので、自由に選んでいただけるわけではありません。学校行事がある日などは、全員出勤していただくことがあります。また、年間通して毎週特定の曜日を非出勤日とすることはできません。

Q：勤務する学部（小学部・中学部・高等部）は選べますか？

A：所属は校長が決定しますので、選んでいただくことはできません。

Q：配属校は希望を出せますか？第一希望以外の学校に配属されることはありますか？

A：配属希望校は申込書に記載していただけます。また、面接の際にも改めて確認させていただきます。第一希望以外の学校に配属になることもございます。

Q：兼業は可能でしょうか？

A：学校へ兼業の届出を出せば可能です。ただし、都の会計年度任用職員（時間講師など）との兼務はできません（所定労働時間が31時間の為）。

その他

Q：育児休業は取得できますか？

A：取得していただけます。

Q：育児をしながら勤務できる環境でしょうか。

A：小さなお子様の育児をしながら勤務されている職員もたくさんおりますので御安心ください。